

仕 様 書

I 全体概要

- 1 件名
平成29年度成長産業等設備投資特別支援事業における助成対象設備の変更承認申請に係る調査業務の委託（単価契約）
- 2 委託上限件数
300件
※委託件数の確定は、月単位で行う。
※設備1機種につき、1件とする。
※契約期間内において、全ての発注件数が委託上限件数に達したときは、契約期間の満了を待たずに、その時点で委託者はこの契約を打ち切るものとする。また、発注件数が委託上限件数に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって、この契約は終了する。なお、この場合であっても、受託者は異議を主張できないものとする。
- 3 委託期間
平成29年4月1日 から 平成30年3月30日（履行期限） まで
- 4 履行場所
千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎
（公財）東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備リース課
- 5 調査期間
原則として、変更に係る申請資料を送付後2週間程度
※案件により事情が異なるため、調査期間については個別に公社担当職員が指示する。
- 6 履行方法
（1）成長産業等設備投資特別支援事業の助成事業者から助成対象設備に関する変更承認申請があった場合において、速やかに調査の上、調査期間内にその結果に関する調査票の電子データを履行場所へ納品する。
（2）履行完了件数の確定は月単位で行うものとし、毎月末日時点で履行が完了している件数を記載した履行完了届及び調査票原本を履行場所へ送付する。
- 7 支払方法
各月の履行完了を確認後、当該月に関する請求書の受領日から30日以内に指定口座へ振り込む。
- 8 担当部署及び連絡先
公益財団法人 東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備リース課 特別支援担当
東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎4階
TEL：03-3251-7884 FAX：03-3251-7891

II 委託業務概要

- 1 本委託業務の概要
本委託業務は、本事業における助成対象設備の変更承認申請について、変更前設備との同一性及び価格の妥当性などの調査を目的として実施する。

2 具体的な調査内容

調査は、助成事業者からの助成対象設備の変更承認申請があった場合、申請者から提出された設備の見積書、カタログ等を調査資料として以下のとおり行う。なお、調査は1機種ごとに行う。

- (1) 機能面：助成対象設備と変更予定設備の機能面の同一性を調査する。
- (2) 価格面：変更予定設備の価格について、市場実勢価格等と比較し、その妥当性を調査する。

3 判定基準

審査には以下の区分を用いること。

- (1) 機能面
 - ア. 同種同類：著しい相違は認められない
 - イ. 異種異類：著しい相違が認められる
- (2) 価格面
 - ア. 妥当：市場価格、値引などの商取引慣行なども考慮し、見積金額は妥当と認められる。
 - イ. 懸念：市場価格、商取引慣行などを考慮しても妥当とは認められない

4 提供資料（調査資料）

- (1) 変更承認申請書
- (2) 設備カタログ（カタログがない場合は、仕様書及び図面）
- (3) 見積書

Ⅲ その他

1 本委託業務の受託先の選定について

本委託業務は、多種多様な機械設備及び付帯工事について、公社より提供された調査資料を基に、資料送付後2週間という限られた期間内で、公平・正確かつ迅速に調査を実施する必要がある。

本件は、価格競争入札となるため、本委託業務の趣旨を達成し、かつ、必要最小限の経費で実施可能な調査方法、調査体制、調査期間等を事前に検討の上、調査単価を見積もること。

2 本業務の受託にあたって

本仕様書は、申請件数や実際の実施スケジュールなどにおいて流動的な要素が含まれているため、定めのない事案が生じた場合には、公社担当者と協議の上、本業務を履行すること。

常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

3 情報非公開について

本委託業務については、調査の中立性及び公平性を保つことが求められるため、契約に係る内容は、一切非公表とする。

4 遵守事項

- (1) 本委託業務の履行にあたり、受託者は、自身及び業務に従事する者に対して法令・社会倫理及び公社におけるコンプライアンスの遵守を徹底し、情報の漏えいや紛失など、公社の信用を損なうおそれのある行為をしてはならない。
- (2) 本委託業務の履行上で知り得た情報については秘密を厳守し、本委託業務以外に利用してはならない。本委託業務の履行完了後も同様とする。
- (3) 自らの職務に利害関係があるものから金品を受領し、又は便宜の供与を受けてはならない。
- (4) 受託者はこの契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。なお、委託者の承諾を得た場合、受託者は自己の下請負業者等においても、その一切の責任、或いは履行義務を負うものとする。

5 本委託業務に係る成果物の著作権は、全て公社に帰属する。

6 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

7 環境対応車の使用について

本委託業務の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。